

2 岩手県立水沢農業高等学校教育振興会会則

(名称)

第1条 本会は、岩手県立水沢農業高等学校教育振興会と称し、事務局を校内におく。

(目的)

第2条 本会は、教育環境の整備及び教育諸条件の充実に協力し、岩手県立水沢農業高等学校の教育の振興を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、PTA会員並びに本会の趣旨に賛同する個人及び団体をもって組織する。

(役員)

第4条 本会には、次の役員をおき、任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名 (3) 評議員 各クラス3名
(4) 監査 3名 (5) 事務局員 若干名

第5条 本会の役員はPTA役員がそれぞれ任にあたるが、PTAの会長・副会長・クラス評議員・監査・事務局員をもってこれにあたる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、本会を代表するとともに、会議を招集する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
(3) クラス評議員は会長・副会長とともに役員会を構成する。
(4) 事務局員は庶務・会計を処理する。
(5) 監査は会の会計・経理を監査する。

(会議)

第7条 本会は、第2条の目的達成のために次の会議を開催する。

1 総会

総会は最高決議機関であり、PTA総会に併せて開催し次の事項を審議する。

- (1) 会務報告と事業計画
(2) 予算案と決算の審議
(3) 役員を選出と承認
(4) 会則の改廃等
(5) その他重要な事項

2 役員会

役員会は会長が招集し、総会に付議すべき諸案件について審議する。

第8条 緊急を要する場合は、役員会をもって総会に代えることができる。
ただし、次の総会において報告しなければならない。

(会計)

第9条 本会の会計は次のとおりとする。

- (1) 経費は、会費をもってあてる。
(2) 会計事務は、会長から委任されている副会長(校長)の決裁を得て処理する。

第10条 本会の会計年度はPTAの会計年度と同一とする。

第11条 会則に明文のないものは役員会で決定する。

附 則

- 1 本会の会則は、平成15年4月1日から施行する。
2 本会の会則は、平成18年4月1日から一部改正する。
3 本会の会則は、平成21年4月27日から一部改正する。

4 本会の会則は、平成 29 年 8 月 22 日から一部改正する。